

行政書士 記述式の数字と一覧

行政書士試験の記述式について、平成21年度～令和7年度の51問を数えた表と、公表されている配点を1つの資料にまとめています。この資料には表と数値だけを載せています。表の読み方と解説は、各節の見出しの下にある解説のページで確かめられます。

- 公表されている配点と、記述抜き何点で足りるか 1ページ
- 17年分51問は、どの法律・どの分野から出たか 2ページ
- 同じ条文が、切り口を変えて戻ってくる 3ページ
- 設問の最後の一文が、何を書くよう指示しているか 4ページ
- 平成21年度～令和7年度の51問を、1問1行で 5ページ
- 択一の実績から見た、まだ問われていない条文 11ページ
- 出題当時の条文が、いまは変わっている問 13ページ
- 1週間の回し方と、答案を自分で確かめる3点 14ページ

公表されている配点と、記述抜き何点で足りるか

解説のページ <https://office-usagi.jp/bunmawashichan/guide/gyosei/kijutsu/>

表1 配点（出典：一般財団法人 行政書士試験研究センター 令和7年度行政書士試験合否判定基準）

試験科目・出題形式	出題数	満点
法令等 5肢択一式	40問	160点
法令等 多肢選択式	3問	24点
法令等 記述式	3問	60点
基礎知識 5肢択一式	14問	56点
合計	60問	300点

表2 記述抜きの総得点と、記述式に必要な点（試験全体の基準＝180点から逆算）

記述抜きの総得点	記述式に必要な点	記述式60点のうち落とせる点
180点以上	0点	60点
170点	10点	50点
160点	20点	40点
150点	30点	30点
140点	40点	20点
130点	50点	10点
120点	60点（満点）	0点

記述抜きの総得点の表が逆算しているのは、3つの基準のうち試験全体の得点だけです。法令等科目と基礎知識科目の基準は、記述抜きの得点などの科目で積み上がったかによって決まるため、この表では判定できません。自分の行を見つけたら、残りの2つの基準も別に確かめてください。

17年分51問は、どの法律・どの分野から出たか

解説のページ <https://office-usagi.jp/bunmawashichan/guide/gyosei/kijutsu/>

表3 行政法の記述式は、どの法律から出たか

法律	問数	年度
行政事件訴訟法	11	平成21年・平成22年・平成24年・平成25年・平成27年・平成30年・令和2年・令和4年・令和5年・令和6年・令和7年
地方自治法	2	平成26年・平成28年
行政手続法	2	令和元年・令和3年
法律上の争訟（判例）	1	平成29年
行政法総論（条文によらないもの）	1	平成23年
国家賠償法	0	—
行政不服審査法	0	—

表4 民法の記述式の分野別

分野	問数	年度
総則（代理・意思表示）	6	平成23年・平成25年・平成30年・令和2年・令和4年・令和7年
物権（対抗・占有・即時取得・担保物権）	8	平成21年・平成23年・平成25年・平成27年・令和元年・令和2年・令和5年・令和6年
債権総論（保証・相殺・債権譲渡・債権者代位・詐害行為）	9	平成21年・平成22年・平成24年・平成26年・平成29年・令和3年・令和4年・令和6年
契約	5	平成26年・平成28年・平成30年・令和元年・令和5年
不法行為・事務管理	3	平成29年・令和3年・令和7年
親族・相続	3	平成24年・平成27年・平成28年

同じ条文が、切り口を変えて戻ってくる

解説のページ <https://office-usagi.jp/bunmawashichan/guide/gyosei/kijutsu/>

表5 同じ条文・系統・設問の型が戻ってくる

条文・系統	種類	回数	出た年度	間隔
「被告」を書かせた年	設問の型	6	平成27年 問44・平成30年 問44・令和2年 問44・令和4年 問44・令和6年 問44・令和7年 問44	最短1年／2年 連続あり
無権代理・表見代理	系統	5	平成23年 問46・平成25年 問45・平成30年 問45・令和4年 問45・令和7年 問45	最短2年
義務付け・差止め	系統	3	平成30年 問44・令和4年 問44・令和5年 問44	最短1年／2年 連続あり
行政事件訴訟法11条	条文	5	平成27年 問44・平成30年 問44・令和5年 問44・令和6年 問44・令和7年 問44	最短1年／3年 連続あり
民法110条	条文	2	平成23年 問46・令和7年 問45	最短14年
民法177条	条文	2	平成21年 問46・令和2年 問46	最短11年
民法304条	条文	2	令和5年 問45・令和6年 問45	最短1年／2年 連続あり
民法423条	条文	2	令和4年 問46・令和6年 問46	最短2年
民法466条	条文	2	平成29年 問45・令和3年 問45	最短4年
民法761条	条文	2	令和4年 問45・令和7年 問45	最短3年
行政事件訴訟法10条	条文	2	平成27年 問44・令和7年 問44	最短10年

設問の最後の一文が、何を書くよう指示しているか

解説のページ <https://office-usagi.jp/bunmawashichan/guide/gyosei/kijutsu/kakikata/>

表6 設問が何を書くよう指示しているか

指示の型	問数	科目の内訳	出た年度・問	設問の実例（最初）	設問の実例（直近）
被告	6	行政法6問	平成27年 問44・平成30年 問44・令和2年 問44・令和4年 問44・令和6年 問44・令和7年 問44	平成27年 問44：裁決取消訴訟の被告はどこか。また、こうした裁決取消訴訟においては、どのような主張が許され、こうした原則を何と呼ぶか	令和7年 問44：主張しようとする瑕疵がどのようなものであり、そのため、Xは、誰を被告としてどのような抗告訴訟を提起すべきか
相手方	5	民法3問／行政法2問	平成26年 問45・平成27年 問46・平成30年 問45・令和3年 問44・令和5年 問44	平成26年 問45：Aのほかの債権者Xは、自己の債権を保全するために、どのような権利に基づき、誰を相手として、どのような対応をとればよいか	令和5年 問44：誰に対してどのような手段をとることが有効適切か（仮の救済手段も含む）
訴訟類型・手段	10	行政法7問／民法3問	平成27年 問46・平成30年 問44・平成30年 問45・令和2年 問44・令和3年 問44・令和4年 問44・令和5年 問44・令和5年 問45・令和6年 問44・令和7年 問44	平成27年 問46：Cが自分の子でないことを確認するため、Aは誰を相手として、いつまでに、どのような手続をとるべきか	令和7年 問44：主張しようとする瑕疵がどのようなものであり、そのため、Xは、誰を被告としてどのような抗告訴訟を提起すべきか
請求の根拠と内容	13	民法13問	平成21年 問45・平成22年 問45・平成23年 問46・平成24年 問46・平成25年 問45・平成26年 問45・平成28年 問45・平成30年 問46・令和4年 問46・令和5年 問46・令和6年 問45・令和6年 問46・令和7年 問46	平成21年 問45：Xは、Yに対して、どのような権利について、どのような契約に基づき、どのような請求をすることができるか	令和7年 問46：どのような法的根拠に基づき消火活動を継続しなければならないか。また、その費用をどのような法的性質のものとしてBに償還請求できるか
名称	7	行政法6問／民法1問	平成22年 問44・平成23年 問44・平成24年 問44・平成26年 問44・平成27年 問44・平成28年 問44・令和元年 問46	平成22年 問44：裁判所による判決は、どのような内容の主文となり、また、このような判決は何と呼ばれるか	令和元年 問46：このようなA・B間の契約を何といい、Cの代金支払請求権が発生するためには誰が誰に対してどのようなことをする必要があるか
要件	14	民法13問／行政法1問	平成23年 問45・平成24年 問45・平成25年 問45・平成25年 問46・平成26年 問46・平成27年 問45・平成28年 問45・平成29年 問46・令和元年 問45・令和元年 問46・令和3年 問45・令和4年 問44・令和5年 問45・令和7年 問45	平成23年 問45：抵当権が消滅する場合を二つ	令和7年 問45：判例は、Cにおいて、どのような場合に上記の類推適用を認めているかについて
効果・結論	15	民法10問／行政法5問	平成21年 問44・平成21年 問46・平成22年 問44・平成22年 問46・平成25年 問44・平成25年 問46・平成28年 問46・平成29年 問44・平成29年 問45・令和元年 問44・令和2年 問45・令和2年 問46・令和3年 問46・令和4年 問45・令和7年 問46	平成21年 問44：行政事件訴訟法によれば、外務大臣は、判決のどのような効力により、どのような対応を義務づけられるか	令和7年 問46：どのような法的根拠に基づき消火活動を継続しなければならないか。また、その費用をどのような法的性質のものとしてBに償還請求できるか
理由	3	民法2問／行政法1問	平成29年 問44・平成30年 問46・令和4年 問45	平成29年 問44：最高裁判所の判例によれば、こうした訴訟は、どのような立場でA市が提起したものであるとされ、また、どのような理由で、どのような判決がなされるべきこととなるか	令和4年 問45：Aは、Cの履行請求を拒みたいと考えているが、認められるか（その許否につき理由を付して）

平成21年度～令和7年度の51問を、1問1行で

解説のページ <https://office-usagi.jp/bunmawashichan/guide/gyosei/kijutsu/ronten/>

表7 記述式の論点×年度の一覧

年度・問	科目	分野	論点キー	根拠条文	設問の指示	指示の型	択一での出題実績	現行法との関係
平成21年 問44	行政法	行訴	取消判決の拘束力	行政事件訴訟法33条	行政事件訴訟法によれば、外務大臣は、判決のどのような効力により、どのような対応を義務づけられるか	効果・結論	前歴なし（行政事件訴訟法33条）	—
平成21年 問45	民法	債権総論	求償権を主たる債務とする連帯保証（信用保証協会の代位弁済）	民法	Xは、Yに対して、どのような権利について、どのような契約に基づき、どのような請求をすることができるか	請求の根拠と内容	前歴なし（民法459条・民法446条）	—
平成21年 問46	民法	物権	177条の「第三者」の意義	民法177条	〔 〕に適切な文章を40字程度で記述して解答を完成させなさい（XはYに対して建物の明渡しを求めることができるか）	効果・結論	前歴なし（民法177条）	—
平成22年 問44	行政法	行訴	事情判決	行政事件訴訟法31条	裁判所による判決は、どのような内容の主文となり、また、このような判決は何と呼ばれるか	効果・結論 ＋名称	前歴なし（行政事件訴訟法31条）	—
平成22年 問45	民法	債権総論	弁済による代位と付記登記（改正前）		Cは、Dを相手にして、どのような権利の確保のために、どのような手続きを経た上で、どのような権利を行使することができるか	請求の根拠と内容	問題文に条文が示されていない（択一との突合の対象外）	※改正の影響あり（旧501条1号の付記登記の要件が削除。現501条3項1号は第三取得者の代位を定めるもの）
平成22年 問46	民法	債権総論	不法行為債権を受働債権とする相殺の禁止	民法509条	〔 〕に適切な文章を記述（損害賠償額を差し引いて50万円のみ払えばよいか）	効果・結論	前歴なし（民法509条）	※改正の影響あり（509条の範囲）
平成23年 問44	行政法	総論	即時強制		その行為形式は、どのような名称と呼ばれ、どのような内容のものと説明されているか	名称	前歴なし（消防法29条）	—
平成23年 問45	民法	担保物権	抵当権の消滅（代価弁済・抵当権消滅請求）		抵当権が消滅する場合を二つ	要件	前歴なし（民法379条・民法378条）	—
平成23年 問46	民法	総則	権限外の行為の表見代理／使用者責任	民法110条／民法715条	Xは、どのような根拠に基づき、いかなる請求をすればよいか。考えられる請求内容を二つ	請求の根拠と内容	前歴なし（民法110条・民法715条）	—

年度・問	科目	分野	論点キー	根拠条文	設問の指示	指示の型	択一での出題実績	現行法との関係
平成24年 問44	行政法	行訴	形式的当事者訴訟	行政事件訴訟法4条	このような訴訟を行政法学において何と呼ぶか	名称	行政事件訴訟法4条：択一4問・5肢（2009・2010・2011）／収用法133条：前歴なし	—
平成24年 問45	民法	債権総論	催告の抗弁・検索の抗弁	民法453条	Cは、Aの請求に対し、どのようなことを証明すれば弁済を拒むことができるか	要件	前歴なし（民法453条）	—
平成24年 問46	民法	親族相続	遺留分減殺請求		どのような請求によって、何について遺言を失効させるか	請求の根拠と内容	前歴なし（民法1046条・民法1042条）	※改正の影響あり（遺留分侵害額請求へ）
平成25年 問44	行政法	行訴	狭義の訴えの利益の消滅と却下判決		最高裁判所の判例によると、この場合、①建築確認の法的効果がどのようなものであるため、②工事完了がBの訴えの訴訟要件にどのような影響を与え、③どのような判決が下されることになるか	効果・結論	行政事件訴訟法9条：択一2問・6肢（2010・2012）／建築基準法6条：前歴なし	—
平成25年 問45	民法	総則	無権代理人の責任	民法117条	BはAに対して、どのような要件の下で、どのような請求をすることができるか	要件＋請求の根拠と内容	前歴なし（民法117条）	—
平成25年 問46	民法	物権	即時取得と盗品・遺失物の回復	民法193条／民法194条	Aは、Dに対し指輪の返還を請求することができるか否かについて、必要な、または関係する要件に言及して	効果・結論＋要件	前歴なし（民法193条・民法194条）	—
平成26年 問44	行政法	自治	公の施設と指定管理者	地方自治法244条／地方自治法96条	同法によれば、その運営に当たるBのような団体は、何と呼ばれるか	名称	地方自治法244条の2：択一2問・7肢（2010・2011）／地方自治法244条・地方自治法96条：前歴なし	—
平成26年 問45	民法	債権総論	詐害行為取消権	民法424条	Aのほかの債権者Xは、自己の債権を保全するために、どのような権利に基づき、誰を相手として、どのような対応をとればよいか	請求の根拠と内容＋相手方	民法424条：択一1問・1肢（2013）／民法424条の7・民法424条の6：前歴なし	※改正の影響あり（旧424条は「法律行為」の取消し。現424条は「行為」とし、424条の6以下に返還・価額償還の定めが新設）
平成26年 問46	民法	契約	他人の権利の売買と善意売主の解除権（改正前）		Yが悪意のときは、どのようなことをし、Yが善意のときは、それに加えてどのようなことをすればよいか	要件	民法562条：択一2問・2肢（2011・2012）	※改正の影響あり（旧562条＝善意売主の解除権は削除。現562条は買主の追完請求権）
平成27年 問44	行政法	行訴	裁決取消訴訟の被告と原処分主義	行政事件訴訟法10条2項／行政事件訴訟法11条	裁決取消訴訟の被告はどこか。また、こうした裁決取消訴訟においては、どのような主張が許され、こうした原則を何と呼ぶか	被告＋名称	行政事件訴訟法10条：択一3問・4肢（2012・2013・2014）／行政事件訴訟法11条：択一2問・6肢（2009・2012）	—
平成27年 問45	民法	物権	他主占有から自主占有への転換	民法185条	他主占有が自主占有に変わるもうひとつの場合はどのような場合か	要件	前歴なし（民法185条）	—

年度・問	科目	分野	論点キー	根拠条文	設問の指示	指示の型	択一での出題実績	現行法との関係
平成27年 問46	民法	親族相続	嫡出否認の訴え	民法772条／774条／775条／777条	Cが自分の子でないことを確認するため、Aは誰を相手として、いつまでに、どのような手続をとるべきか	相手方＋訴訟類型・手続	民法772条：択一1問・1肢（2010）／民法775条：択一1問・1肢（2010）／民法777条：択一1問・1肢（2010）／民法774条：前歴なし	※改正の影響あり（令和4年改正。現774条で母・前夫にも否認権。775条・777条で相手方と出訴期間が号ごとに定められた）
平成28年 問44	行政法	総論	条例に基づく過料と行政上の秩序罰	地方自治法14条／地方自治法255条	行政法学において、このような過料による制裁を何と呼んでいるか	名称	地方自治法14条：択一7問・14肢（2009・2010・2013・2014・2015）／地方自治法149条：択一2問・2肢（2013・2014）／地方自治法255条・地方自治法255条の3：前歴なし	—
平成28年 問45	民法	契約	抵当権付き不動産の売買と担保責任（改正前）	民法567条	Aは、Bに対し、Cの抵当権に関し、どのようなになったときに、どのような主張をすることができるかについて、民法の規定に照らし	要件＋請求の根拠と内容	民法567条：択一1問・1肢（2012）	※改正の影響あり（旧567条＝抵当権等がある場合の担保責任は削除。現567条は危険の移転）
平成28年 問46	民法	親族相続	財産分与の3要素	民法768条	財産分与の3つの要素の内容について	効果・結論	民法768条：択一1問・1肢（2013）	—
平成29年 問44	行政法	判例	法律上の争訟（行政権の主体としての訴え）		最高裁判所の判例によれば、こうした訴訟は、どのような立場でA市が提起したものであるとされ、また、どのような理由で、どのような判決がなされるべきこととなるか	理由＋効果・結論	前歴なし（裁判所法3条）	—
平成29年 問45	民法	債権総論	譲渡禁止特約と悪意・重過失（改正前）	民法466条	Bは、Cの請求に応じなければならないか	効果・結論	前歴なし（民法466条）	※改正の影響あり（旧466条2項。現466条2項は譲渡の効力を妨げないと定める。令和3年問45と対で見ると）
平成29年 問46	民法	法定債権	不法行為の損害賠償請求権の期間制限	民法724条	不法行為による損害賠償請求権は、被害者またはその法定代理人が、いつの時点から何年間行使しないときに消滅するかについて、民法が規定する2つの場合を	要件	民法724条：択一1問・1肢（2012）	※改正の影響あり（724条の2の追加）
平成30年 問44	行政法	行訴	申請型義務付け訴訟と被告	行政事件訴訟法11条／37条の3／行政手続法7条	農地転用許可を得るため、Xは、いかなる被告に対し、どのような訴訟を提起すべきか	被告＋訴訟類型・手段	行政事件訴訟法11条：択一3問・7肢（2009・2012・2017）／行政事件訴訟法37条の3：択一4問・5肢（2012・2013・2014・2017）／行政手続法7条：択一4問・4肢（2012・2013・2015・2016）／行政事件訴訟法3条：択一10問・14肢（2009・2010・2011・2013・2014・2017）	—
平成30年 問45	民法	総則	無権代理の相手方の催告	民法114条	Aは、誰に対し、1か月以上の期間を定めてどのような催告をし、その期間内にどのような結果を得る必要があるか	相手方＋訴訟類型・手続	民法20条：択一1問・1肢（2009）／民法114条：前歴なし	—

年度・問	科目	分野	論点キー	根拠条文	設問の指示	指示の型	択一での出題実績	現行法との関係
平成30年 問46	民法	契約	書面によらない贈与の解除	民法549条／550条	甲の引渡しを求めているBに対し、Aは、民法の規定に従い、どのような理由で、どのような法的主張をすべきか	理由＋請求の根拠と内容	民法550条：択一1問・2肢（2015）／民法549条：前歴なし	－
令和元年 問44	行政法	行手	処分等の求め	行政手続法36条の3	これに対して、Yは、どのような対応をとるべきこととされているか	効果・結論	行政手続法36条の3：択一2問・3肢（2015・2016）	－
令和元年 問45	民法	物権	共有物の変更と管理	民法251条／民法252条	建替えと修繕等のそれぞれの場合について、共有者5名の間でどのようなことが必要か	要件	民法252条：択一2問・2肢（2014・2016）／民法251条：前歴なし	※令和3年改正（251条・252条）の影響あり
令和元年 問46	民法	契約	第三者のためにする契約	民法537条	このようなA・B間の契約を何といい、Cの代金支払請求権が発生するためには誰が誰に対してどのようなことをする必要があるか	名称＋要件	前歴なし（民法537条）	－
令和2年 問44	行政法	行訴	無効等確認の訴え（出訴期間経過後）と被告		XIは、誰を被告として、どのような行為を対象とする、どのような訴訟（抗告訴訟に限る）を提起すべきか	被告＋訴訟類型・手段	行政事件訴訟法38条：択一6問・12肢（2009・2012・2014・2015・2017）／行政事件訴訟法3条：択一10問・14肢（2009・2010・2011・2013・2014・2017）／行政事件訴訟法36条：択一5問・7肢（2012・2015・2016・2017）	－
令和2年 問45	民法	総則	第三者による詐欺	民法96条2項	Cに騙されたことを知ったAは、本件契約に係る意思表示を取り消すことができるか	効果・結論	民法96条：択一3問・6肢（2010・2014・2019）	－
令和2年 問46	民法	物権	背信的悪意者	民法177条	Bは、Dに対して甲不動産の取得を主張することができるか	効果・結論	民法177条：択一6問・12肢（2010・2013・2014・2018・2019）	－
令和3年 問44	行政法	行手	行政指導の中止等の求め	行政手続法2条／行政手続法36条の2	それを前提に同法に基づき、誰に対して、どのような手段をとることができるか	相手方＋訴訟類型・手段	行政手続法2条：択一18問・35肢（2009・2010・2011・2012・2014・2015・2016・2018・2019・2020）／行政手続法36条の2：択一5問・5肢（2015・2016・2017・2018・2019）	－
令和3年 問45	民法	債権総論	譲渡制限特約と履行拒絶（改正後）	民法466条	Bが本件代金債権に係る債務の履行を拒むことができるのは、どのような場合か	要件	前歴なし（民法466条）	－
令和3年 問46	民法	法定債権	土地工作物責任	民法717条	誰がCに対して損害賠償責任を負うことになるか。必要に応じて場合分けをしながら	効果・結論	民法717条：択一5問・6肢（2009・2012・2013・2016・2019）	－

年度・問	科目	分野	論点キー	根拠条文	設問の指示	指示の型	択一での出題実績	現行法との関係
令和4年 問44	行政法	行訴	非申請型義務付け訴訟（重大な損害）と被告	行政事件訴訟法3条／37条の2	①誰を被告として、②どのような影響を生ずるおそれがあるものと主張し、③どのような訴訟を起こすことが適切か	被告＋要件＋訴訟類型・手段	行政事件訴訟法3条：択一10問・14肢（2009・2010・2011・2013・2014・2017）／行政事件訴訟法37条の2：択一5問・9肢（2013・2019・2020・2021）／行政事件訴訟法38条：択一7問・13肢（2009・2012・2014・2015・2017・2020）／行政事件訴訟法11条：択一5問・12肢（2009・2012・2017・2019・2021）	—
令和4年 問45	民法	総則	日常家事代理権と無権代理・信義則	民法761条	Aは、Cの履行請求を拒みたいと考えているが、認められるか（その許否につき理由を付して）	効果・結論＋理由	民法113条：択一1問・1肢（2014）／民法761条・民法1条：前歴なし	—
令和4年 問46	民法	債権総論	債権者代位権の転用（妨害排除請求権）	民法423条	Aは、Cに対し、どのような請求をすることができるか	請求の根拠と内容	民法423条：択一2問・5肢（2016・2021）	—
令和5年 問44	行政法	行訴	仮の差止め（出席停止の懲罰）	地方自治法134条／行政事件訴訟法11条／37条の4	誰に対してどのような手段をとることが有効適切か（仮の救済手段も含む）	相手方＋訴訟類型・手段	行政事件訴訟法11条：択一5問・12肢（2009・2012・2017・2019・2021）／行政事件訴訟法37条の4：択一3問・3肢（2010・2018・2020）／行政事件訴訟法37条の5：択一9問・15肢（2009・2011・2012・2013・2014・2017・2020）／地方自治法134条：前歴なし	—
令和5年 問45	民法	担保物権	抵当権の物上代位（火災保険金）	民法304条	Aがこの保険金に対して優先弁済権を行使するためには、民法の規定および判例に照らし、どのような法的手段によって何をしなければならないか	訴訟類型・手段＋要件	民法304条：択一2問・7肢（2014・2018）／民法372条：択一2問・5肢（2014・2018）	—
令和5年 問46	民法	契約	請負の契約不適合責任		Aが、Bに対し、権利行使ができる根拠を示した上で、修補請求以外の3つの権利行使の方法について	請求の根拠と内容	民法559条：択一2問・2肢（2011・2015）／民法562条：択一4問・4肢（2011・2012・2015・2021）／民法563条：択一2問・3肢（2012・2021）／民法415条：択一3問・5肢（2016・2021・2022）／民法541条：択一4問・5肢（2009・2011・2015・2022）	—
令和6年 問44	行政法	行訴	競願関係と取消訴訟の対象・被告	行政事件訴訟法11条	Xは誰を被告として、どのような処分に対する取消訴訟を提起できるか	被告＋訴訟類型・手段	行政事件訴訟法11条：択一5問・12肢（2009・2012・2017・2019・2021）	—
令和6年 問45	民法	担保物権	動産売買の先取特権と物上代位	民法304条／民法311条／民法333条	Aは、甲についていかなる権利に基づき、どのような形で売買代金を確保することができるか	請求の根拠と内容	民法304条：択一2問・7肢（2014・2018）／民法333条：択一3問・3肢（2013・2020・2023）／民法311条・民法321条・民法303条：前歴なし	—

年度・問	科目	分野	論点キー	根拠条文	設問の指示	指示の型	択一での出題実績	現行法との関係
令和6年 問46	民法	債権総論	債権者代位権の転用（登記請求権）	民法423条	このような場合、Aは、何のために、誰の誰に対するいかなる権利を、どのように行使できるか	請求の根拠と内容	民法423条：択一2問・5肢（2016・2021）／民法423条の7：前歴なし	—
令和7年 問44	行政法	行訴	裁決固有の瑕疵と原処分主義・被告	建築基準法82条／行政事件訴訟法10条2項／11条	主張しようとする瑕疵がどのようなものであり、そのため、Xは、誰を被告としてどのような抗告訴訟を提起すべきか	被告＋訴訟類型・手段	行政事件訴訟法10条：択一7問・11肢（2012・2013・2014・2016・2017・2018・2019）／行政事件訴訟法11条：択一5問・12肢（2009・2012・2017・2019・2021）／行政事件訴訟法3条：択一14問・20肢（2009・2010・2011・2013・2014・2017・2022・2023・2024）／建築基準法82条：前歴なし	—
令和7年 問45	民法	総則	日常家事代理権と110条の趣旨の類推	民法110条／民法761条	判例は、Cにおいて、どのような場合に上記の類推適用を認めているかについて	要件	民法110条：択一2問・2肢（2012・2024）／民法761条：前歴なし	—
令和7年 問46	民法	法定債権	事務管理（継続義務・費用償還）	民法697条／民法700条／民法702条1項	どのような法的根拠に基づき消火活動を継続しなければならないか。また、その費用をどのような法的性質のものとしてBに償還請求できるか	効果・結論＋請求の根拠と内容	民法697条：択一2問・2肢（2011・2019）／民法702条：択一3問・6肢（2010・2011・2019）／民法700条：前歴なし	—

択一の実績から見た、まだ問われていない条文

解説のページ <https://office-usagi.jp/bunmawashichan/guide/gyosei/kijutsu/ronen/>

表8 択一で頻出なのに、記述式にまだ出ていない条文

条文	科目	択一・多肢選択の出題問数	択一・多肢選択の出題肢数	出題年の範囲	択一での代表的な切り口	優先度の目安
国家賠償法1条	国家賠償・損失補償	29	90	2009～2025	「職務を行うについて」（外形標準説）	A
国家賠償法2条	国家賠償・損失補償	13	39	2009～2024	国賠1条責任と2条責任の併存（競合）	A
地方自治法242条の2	地方自治法	16	35	2009～2024	財務会計行為時点での住民資格の要否	A
行政事件訴訟法25条	行政事件訴訟法	12	22	2009～2022	執行停止の要件（重大な損害）	C
行政事件訴訟法14条	行政事件訴訟法	14	21	2009～2025	出訴期間規定の準用の有無（無効確認・形式的当事者訴訟）	A
行政手続法13条	行政手続法	14	19	2009～2025	申請拒否処分と意見陳述手続（不要）	A
行政手続法39条	行政手続法	13	19	2009～2024	意見公募の対象（行政指導指針を含む）	A
地方自治法2条	地方自治法	8	18	2009～2024	自治事務の定義（法定受託事務以外）	A
行政手続法3条	行政手続法	15	17	2010～2024	地方公共団体の行政指導と適用除外	A
行政手続法5条	行政手続法	9	16	2011～2025	審査基準と処分基準の区別	A
行政手続法6条	行政手続法	11	16	2010～2023	標準処理期間超過時の通知（規定なし）	B
国家賠償法3条	国家賠償・損失補償	9	14	2009～2025	指定確認検査機関の建築確認と賠償責任主体	B
行政手続法12条	行政手続法	12	14	2011～2025	処分基準の設定・公表（努力義務）	B
国家賠償法4条	国家賠償・損失補償	5	13	2012～2025	公務員の失火への失火責任法適用排除の可否	B
民法192条	民法	8	12	2010～2025	占有改定と現実の引渡しによる即時取得	B
行政手続法8条	行政手続法	11	12	2011～2025	申請拒否処分の理由提示	B
行政不服審査法5条	行政不服審査法	5	11	2016～2025	再調査の請求の要件（法律の定めが必要）	B
行政不服審査法82条	行政不服審査法	4	11	2014～2025	利害関係人からの請求に対する教示義務	B
行政手続法14条	行政手続法	7	11	2011～2025	不利益処分の理由提示（同時提示の原則）	B
地方自治法242条	地方自治法	9	11	2009～2024	住民監査請求の要件（連署の要否・一人でも可）	B
行政不服審査法25条	行政不服審査法	6	11	2015～2024	執行停止と内閣総理大臣の異議（行審法との比較）	B
民法605条の2	民法	6	11	2009～2022	賃貸人たる地位の移転と敷金返還債務の承継	C
民法94条	民法	4	11	2010～2022	94条2項の第三者（仮装債権の譲受人）	C
地方自治法75条	地方自治法	6	10	2009～2023	事務監査請求の請求権者（選挙権を有する者）	B
民法162条	民法	5	10	2011～2022	取得時効の自主占有と他主占有事情（所有の意思の否定）	C
行政手続法1条	行政手続法	6	10	2009～2022	行政契約と行政手続法（適用対象外）	C
行政不服審査法18条	行政不服審査法	9	9	2010～2024	出訴期間・審査請求期間のただし書き（正当な理由）の有無	C
行政事件訴訟法5条	行政事件訴訟法	7	9	2009～2024	不服申立適格（自己の法律上の利益／民衆訴訟との区別）	C

条文	科目	択一・多肢選択の出題問数	択一・多肢選択の出題肢数	出題年の範囲	択一での代表的な切り口	優先度の目安
行政不服審査法49条	行政不服審査法	5	9	2012～2023	不作為認容裁決（上級行政庁の審査庁の処分命令）	C
民法295条	民法	4	9	2013～2021	不法占有中に支出した有益費と留置権（295条2項類推）	C
地方自治法15条	地方自治法	7	8	2009～2024	過料を定めうる法形式（条例・規則の双方）	C
地方自治法18条	地方自治法	6	8	2009～2023	事務監査請求の請求権者（選挙権を有する者）	C
地方自治法74条	地方自治法	7	8	2013～2023	条例制定改廃請求の対象（法定受託事務も対象）	C
行政不服審査法31条	行政不服審査法	8	8	2011～2023	口頭意見陳述の機会・補佐人の出頭	C
行政手続法10条	行政手続法	8	8	2013～2023	公聴会の開催（申請に対する処分・努力義務）	C
行政不服審査法61条	行政不服審査法	4	8	2016～2021	再調査の請求における執行停止（25条準用で可）	C
行政手続法43条	行政手続法	5	8	2010～2021	結果の公示（提出意見がない場合も公示）	C
民法708条	民法	3	7	2010～2025	不法原因給付と不動産（引渡し済み・登記未了）	C
地方自治法176条	地方自治法	5	7	2012～2025	一般的拒否権による再議（法令違反を要しない）	C
行政不服審査法12条	行政不服審査法	6	7	2010～2025	代理人の権限（取下げは特別委任）	C
行政不服審査法3条	行政不服審査法	5	7	2018～2025	不作為の審査請求人（申請者に限る）	C
行政手続法35条	行政手続法	7	7	2016～2025	行政指導の趣旨・内容・責任者の明示義務	C
行政不服審査法7条	行政不服審査法	5	7	2012～2024	固有の資格における処分の適用除外	C
地方自治法234条	地方自治法	3	7	2017～2022	地方公共団体の契約締結手続（入札等）	C
民法709条	民法	5	7	2009～2021	失火責任法は民法709条の特則	C

この表の「択一」には、多肢選択式（問41～43）での出題も含めています。多肢選択式は、空欄1つを1肢として数えています。

出題当時の条文が、いまは変わっている問

解説のページ <https://office-usagi.jp/bunmawashichan/guide/gyosei/kijutsu/ronten/>

表9 いまの条文のままでは解けない問

年度・問	論点キー	何が変わったか
平成22年 問45	弁済による代位と付記登記（改正前）	※改正の影響あり（旧501条1号の付記登記の要件が削除。現501条3項1号は第三取得者の代位を定めるもの）
平成22年 問46	不法行為債権を受働債権とする相殺の禁止	※改正の影響あり（509条の範囲）
平成24年 問46	遺留分減殺請求	※改正の影響あり（遺留分侵害額請求へ）
平成26年 問45	詐害行為取消権	※改正の影響あり（旧424条は「法律行為」の取消し。現424条は「行為」とし、424条の6以下に返還・価額償還の定めが新設）
平成26年 問46	他人の権利の売買と善意売主の解除権（改正前）	※改正の影響あり（旧562条＝善意売主の解除権は削除。現562条は買主の追完請求権）
平成27年 問46	嫡出否認の訴え	※改正の影響あり（令和4年改正。現774条で母・前夫にも否認権。775条・777条で相手方と出訴期間が号ごとに定められた）
平成28年 問45	抵当権付き不動産の売買と担保責任（改正前）	※改正の影響あり（旧567条＝抵当権等がある場合の担保責任は削除。現567条は危険の移転）
平成29年 問45	譲渡禁止特約と悪意・重過失（改正前）	※改正の影響あり（旧466条2項。現466条2項は譲渡の効力を妨げないと定める。令和3年間45と対で見る）
平成29年 問46	不法行為の損害賠償請求権の期間制限	※改正の影響あり（724条の2の追加）
令和元年 問45	共有物の変更と管理	※令和3年改正（251条・252条）の影響あり

1週間の回し方と、答案を自分で確かめる3点

解説のページ <https://office-usagi.jp/bunmawashichan/guide/gyosei/kijutsu/renshu/>

表10 1週間の回し方

順	やること
1	初日は、問題を読んで答案を書く。書けないところは空けたままにして、時間で切る
2	書き終えてから、条文を引いて自分の答案を確かめる（次の節の3点）
3	翌日以降に、答案を見ずにもう一度書く。ここが練習の本体です
4	書けた問は間隔を広げ、書けなかった問は短い間隔で戻す
5	週の終わりに、同じ条文の別の年度・別の切り口の問を1問あてる

表11 答案を自分で確かめる3点

項目	何を問うか	どこを見るか
主体	誰が、誰に対してか	条文どおりになっているかを見ます。取消訴訟でよくあるのは、被告を行政庁と書いてしまう形です。処分をした行政庁が国または公共団体に所属する場合、取消訴訟の被告はその行政庁の所属する国または公共団体です（行政事件訴訟法11条1項1号）。行政庁そのものではありません。
条文の文言	要件の言葉が条文のままか	「重大な損害」を「大きな損害」と書いていないかを見ます。非申請型の義務付けの訴えも差止め の訴えも、要件は「重大な損害を生ずるおそれ」です（同法37条の2第1項・37条の4第1項）。意味の近い日常語に置き換えると、条文が区切っている範囲から外れます。
効果	何ができる、どうなるが書けているか	要件だけを書いて終わっていないかを見ます。「～を請求することができる」「～の訴えを提起すべきである」に当たる部分が無ければ、設問の問いに答えていないことになります。

配点と合格基準は、一般財団法人 行政書士試験研究センターが公表している令和7年度行政書士試験合否判定基準および令和8年度行政書士試験のご案内（いずれも2026年9月時点）によります。

記述式の模範解答と採点基準は公表されていません。この資料にも解答例は載せていません。本試験のあとに、その年の3問を足して作り直します。

この資料の最新版は <https://office-usagi.jp/bunmawashichan/guide/gyosei/kijutsu/> から開けます。

本試験の問題と正解は、一般財団法人 行政書士試験研究センターの過去の試験問題と正解で公表されています（公表されているのは直近の数年ぶんです）。
<https://gyosei-shiken.or.jp/doc/exam/index.html>

行政書士試験対策アプリ **ぶんまわしちゃん**。（一問一答・学習記録・音声）